

農業委員会からのお知らせ

《贈与税の納税猶予を受けることができます》

農業後継者が農業を営む人（農業者年金受給のための後継者贈与も含む）から農地等の生前一括贈与を受けて農業を継続する場合には、猶予の手続きを行うことにより、その贈与税額のうち一定の税額の納税を猶予される制度です。

納税の猶予を受けている人は



- ◆ 3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ◆ 経営移譲年金を受けるため農地等に使用貸借権を設定した場合には、「届出書」の提出が必要です。
- ◆ 農地等の交換や買換えの場合には「承認申請書」の提出が必要です。
- ◆ 納税猶予を受けている人が死亡した場合には、「免除届出書」の提出が必要です。

農業経営を廃止した場合・3年ごとに継続届出書が提出されない場合



- ◆ 廃止した日や継続届出書の提出期限からそれぞれ2か月以内に、納税を猶予された税額の全部を納付しなければなりません。
- ◆ 農地等の譲渡、農業経営の廃止などの場合には、猶予されている税額の全部又は一部を納付することになります。

農地等の譲渡や転用などをした場合



納税猶予の特例の対象となった農地等を譲渡や転用などをしたときには、その譲渡や転用などをした日から2か月以内に、次による税額を納付しなければなりません。

- ◆ 農地の売買又は譲渡などをしたとき
 - ・ 納税を猶予された額のうち譲渡などをした農地等に見合う税額
- ◆ 農地の譲渡や転用などをしたとき
 - ・ 譲渡や転用などをした面積が累積で納税猶予の特例の対象となった農地等の全面積の **20%を超えることとなったとき**→納税を猶予された**全部**
 - ・ 譲渡や転用などをした面積が累積で納税猶予の特例の対象となった農地等の全面積の **20%以下であるとき**→納税を猶予された**税額のうち譲渡や転用などをした農地等に見合う税額**

※納税猶予の詳しい内容については、相馬税務署（☎ 0244-36-3111）でお尋ねください。

お問い合わせ…飯館村農業委員会（☎ 42-1629）